

議案第58号

読谷村印鑑条例の一部を改正する条例

読谷村印鑑条例（昭和50年読谷村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条中「登録者」を「前条の規定にかかわらず、登録者」に、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「個人番号カード」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第7項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月12日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實